

入 札 公 告

次のとおり入札後審査方式制限付一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6、地方公営企業法（昭和 27 年法律 292 号）、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）の規定により、次のとおり公告する。

令和 6 年 5 月 31 日

鳴門市長 泉 理 彦

1 入札に付する事項（電子入札対象案件）

- (1) 業 務 名 令和 6 年度マンホール改築に伴う劣化調査および改築・修繕設計業務
- (2) 業 務 箇 所 鳴門市撫養町斎田外
- (3) 業 務 概 要

業務箇所	N=14 箇所
調査工	N=6 箇所
マンホール更生設計	N=6 箇所
マンホール修繕設計	N=8 箇所
- (4) 業 務 期 間 契約締結日の翌日から令和 6 年 12 月 20 日まで
- (5) 設 計 金 額 8, 2 1 4, 0 0 0 円（税抜き）
- (6) 予 定 価 格 8, 2 1 4, 0 0 0 円（税抜き）
- (7) 最低制限価格 事後公表（変動型方式により決定する。）
- (8) そ の 他
 - ① この入札は、原則として徳島県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行う。
 - ② この入札は、最低制限価格制度を適用する。
 - ③ この入札は、価格競争落札方式により執行する。
 - ④ この入札は、入札後審査方式制限付一般競争入札で執行するため、入札参加者が 1 者のみとなった場合でも、これにより公正な入札が執行できないなどの事情が認められない限り、有効なものとして取り扱うこととする。
 - ⑤ その他、入札にあたっての留意事項を委託業務入札後審査方式制限付一般競争入札共通公告（以下「共通公告」）に示す。

2 入札手続き等に関する事項

(1) 契約条項の閲覧等

入札手続き	期 間	場 所 等
契約条項の閲覧	令和 6 年 5 月 31 日（金）～ 令和 6 年 6 月 18 日（火）	鳴門市公式ウェブサイト
設計図書等の電子閲覧	令和 6 年 5 月 31 日（金）～ 令和 6 年 6 月 18 日（火）	鳴門市公式ウェブサイト
設計図書等に関する質問書の提出 ^{*1}	令和 6 年 6 月 3 日（月）～ 令和 6 年 6 月 7 日（金）	鳴門市撫養町南浜字東浜 170 鳴門市役所 3 階 企画総務部総務課契約検査室
設計図書等に関する質問書に対する回答書の閲覧	令和 6 年 6 月 11 日（火）～ 令和 6 年 6 月 18 日（火）	鳴門市公式ウェブサイト

※１：設計図書等に関する質問書は書面によることとし、様式は任意とする。書面は持参又は郵送により提出するものとし、ファクシミリによるものは受け付けない。

提出期間は、市の休日（鳴門市の休日を定める条例（平成元年鳴門市条例第３９号）第１条第１項に規定する市の休日をいう。以下同じ。）を除く午前１０時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）とする。

（２）入札書の提出等

入札手続き	期 間 ・ 日 時	場 所 等
入札参加資格審査申請書等の提出	令和６年６月６日(木)午前８時３０分 ～ 令和６年６月１２日(水)午後５時	電子入札システム
入札書及び業務費内訳書の提出	令和６年６月１４日(金)午前８時３０分 ～ 令和６年６月１８日(火)正午	電子入札システム
開札執行	令和６年６月１８日(火)午後２時００分	鳴門市撫養町南浜字東浜 170 鳴門市役所 3 階 会議室 302

電子入札に関する運用・基準については、「鳴門市電子入札システム運用基準」によるものとする。

３ 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、共通公告の２に示す事項及び次に掲げるすべての事項に該当する者であることとする。

- （１） 本件の公告日の１年前の日から本件の公告日まで引き続いて本市の測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格業者名簿に、徳島県内に、主たる営業所（本社等）もしくは契約締結の権限を委任された支店または営業所等を有している者として登載されていること。
- （２） 国土交通省の建設コンサルタント登録規程（昭和５２年建設省告示第７１７号）第２条の規定に基づいて、建設コンサルタント登録簿に「下水道部門」で登録を受けていること。
- （３） 技術士法（昭和５８年法律第２５号）による第２次試験のうち技術部門の「上下水道部門」または「総合技術監理部門」（選択科目を「下水道」とするものに限る。）に合格し、同法による登録を受けている者を、管理技術者及び照査技術者として各１名配置できること。（管理技術者と照査技術者は、同一の者が兼務することはできない。）
なお、配置技術者は、入札参加資格審査申請書等の提出のあった日以前に、申請者と３ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者であること。
- （４） 過去１０年以内に国、地方公共団体、またはこれらに準ずる機関が発注した「下水道管路施設改築・修繕設計業務」を元請として完了した実績を有すること。
- （５） 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

４ 入札参加資格審査申請書等

入札に参加しようとする者は、電子入札システムによる申請書提出を行う際、（１）に規定する入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を同時に提出しなければならない。

また、入札書提出を行う際、（３）に規定する業務費内訳書を同時に提出しなければならない。

（１）確認資料

次に掲げる書類を提出すること。作成方法等は、共通公告の３を参照すること。

- ① 入札参加資格確認票（様式２）
- ② 同種業務の実績（様式３）

上記３（４）の要件に該当する履行実績（この入札における同種業務実績とする。）を記載すること。

③ 配置予定技術者の資格（様式４）

上記３（３）の要件に該当する配置予定技術者の資格を記載すること。

配置予定技術者の資格（様式４）に記載する技術者は各３人を記載することができるが、落札候補者として決定された場合は、記載された技術者から配置するものとする。

なお、開札から落札決定までの間に、配置予定技術者を当該委託業務に配置できなくなった者の入札については失格とする。

④ 資本関係または人的関係申告書（様式７）

本市の入札参加資格業者名簿に登録された業者のうち、資本関係又は人的関係に該当する全ての業者を記載すること。該当する業者が無い場合は、申告書の「なし」に○をつけて提出すること。なお、資本関係又は人的関係の詳細は、共通公告を参照すること。

(2) 落札候補者として決定された者は、上記３（２）の登録内容を証明する建設コンサルタントの登録更新通知の写し等、及び共通公告３に掲げる追加書類のうち必要なものを提出すること。

なお、入札価格によっては、上記以外に別途指示する追加書類の提出を要する場合がある。

(3) 業務費内訳書

業務費内訳書（任意様式）を提出すること。

なお、参考様式は鳴門市公式ウェブサイトに掲示している。

(ア) 入札に当たっては、入札書記載の入札金額に係る業務費内訳書（任意様式）を入札書に添付して、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による入札参加者は、紙媒体の業務費内訳書を開札執行の日時及び場所に持参すること。

いずれの場合も、当該入札に係る「業務名」、及び入札参加者の「住所」「商号又は名称」「代表者名」（紙方式の入札参加者は押印必要）を明記すること。

(イ) 作成した業務費内訳書は、「鳴門市電子入札システム運用基準」で定める方法により提出すること。

(ウ) 添付する業務費内訳書の電子ファイルの容量が１メガバイトを超える場合は、入札書に業務費内訳書を持参する旨の表示及び持参する書類の目録を記載した目録ファイルを添付し提出した上で、開札執行の日時及び場所に持参すること。

(エ) 提出した入札書記載の入札金額と業務費内訳書の合計額（税抜き）が一致しない者は、入札を失格とする。

5 問い合わせ先

(1) 入札に関すること

鳴門市撫養町南浜字東浜 170

鳴門市企画総務部総務課契約検査室（電話 088-684-1161）

(2) 入札参加資格及び業務委託内容に関すること

鳴門市撫養町南浜字東浜 170

鳴門市都市建設部下水道課（電話 088-684-1173）